

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（公開買付開始公告の掲載事項）</p> <p>第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p>	<p>（公開買付開始公告の掲載事項）</p> <p>第十条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>二 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総株主等の議決権の数に占める割合</p> <p>ホ 法第二十七条の三第一項に規定する公告を行う日における公開買付けの所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計</p> <p>ヘ 買付け等の後における公開買付けの所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び当該公告を行う日に</p>

ニ）へ 〔略〕

〔号を削る。〕

五 〔略〕

〔号を削る。〕

おける特別関係者の株券等所有割合の合計

ト）リ 〔同上〕

五) 対象者又はその役員との当該公開買付けに関する合意の有無

六 〔同上〕

七 次に掲げる場合の区分に従い当該各号に定める事項

イ 公開買付者が会社である場合 当該会社の目的、事業の内容及び資本金の額

ロ 公開買付者が会社以外の法人等である場合 当該法人等の目的、事業の内容及び出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額

ハ 公開買付者が個人である場合 職業

第二号様式

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【届出者の氏名又は名称】 (1) _____
【届出者の住所又は所在地】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【代理人の氏名又は名称】 (2) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】 (3) 名称 _____
 (所在地) _____

第1 [略]

第2 【公開買付者の状況】 (14)

[1・2 略]

3 【個人の場合】

(1) [略]

[削る。]

② 【職歴】 (19)

③ 【破産手続開始の決定の有無】 (20)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】 (21)

[(1)~(4) 略]

2 【株券等の取引状況】 (22)

(1) [略]

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】 (23)

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 (24)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 (25)

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 (26)

第5 【対象者の状況】 (27)

1 【最近3年間の損益状況等】 (28)

[(1)・(2) 略]

2 【株価の状況】 (29)

[表略]

3 【株主の状況】 (30)

[(1)・(2) 略]

第二号様式

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【届出者の氏名又は名称】 (1) _____
【届出者の住所又は所在地】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【代理人の氏名又は名称】 (2) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】 (3) 名称 _____
 (所在地) _____

第1 [同左]

第2 【公開買付者の状況】 (14)

[1・2 同左]

3 【個人の場合】

(1) [同左]

② 【本籍地】 (19)

③ 【職歴】 (20)

④ 【破産手続開始の決定の有無】 (21)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】 (22)

[(1)~(4) 同左]

2 【株券等の取引状況】 (23)

(1) [同左]

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】 (24)

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 (25)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 (26)

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 (27)

第5 【対象者の状況】 (28)

1 【最近3年間の損益状況等】 (29)

[(1)・(2) 同左]

2 【株価の状況】 (30)

[同左]

3 【株主の状況】 (31)

[(1)・(2) 同左]

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】⁽³¹⁾

(1) 【対象者が提出した書類】⁽³²⁾

〔①～④ 略〕

(2) 〔略〕

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】⁽³³⁾

6 【その他】⁽³⁴⁾

(記載上の注意)

〔(1)～(4) 略〕

(5) 買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

〔a～c 略〕

d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。①7及び③1において同じ。）に該当する者である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

e 〔略〕

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

〔a～g 略〕

h 「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。

i 〔略〕

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の2第7項第1号に掲げる者については、第3条第2項で定める者を除く。②1のa、③2及び④4において同じ。）の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】⁽³²⁾

(1) 【対象者が提出した書類】⁽³³⁾

〔①～④ 同左〕

(2) 〔同左〕

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】⁽³⁴⁾

6 【その他】⁽³⁵⁾

(記載上の注意)

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

〔a～c 同左〕

d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。①7及び③2において同じ。）に該当する者である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

e 〔同左〕

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

〔a～g 同左〕

h 「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。

i 〔同左〕

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下⑦及び②2において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下(7)及び(21)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(27)において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

[(a)・(b) 略]

c [略]

d 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（(21)のaにおいて同じ。）。

[(8)～(18) 略]

[削る。]

(19)～(26) [略]

(27) 対象者の状況

「2 株価の状況」、「5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等」及び「6 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

(28)～(34) [略]

少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(28)において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

[(a)・(b) 同左]

c [同左]

d 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（(21)のaにおいて同じ。）。

[(8)～(18) 同左]

(19) 本籍地

外国人の場合には、国籍を記載すること。

(20)～(27) [同左]

(28) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「5 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

(29)～(35) [同左]